

令和 2 年度

包括外部監査結果報告書

(概要版)

－ 出資法人に係る財務事務の執行
及び経営に係る事業の管理について－

令和 3 年 3 月

奈良県包括外部監査人

公認会計士 中川 美雪

目次

第1 包括外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件	1
(1) 選定した特定の事件	1
(2) 特定の事件の選定理由	1
(3) 監査対象期間	1
(4) 監査対象範囲	1
3. 監査の方法	2
(1) 主な監査要点	2
(2) 主な監査手続	2
4. 監査の実施期間	2
5. 補助者	3
6. 利害関係	3
第2 監査対象の概要	4
1. 県における出資法人の概要	4
(1) 県における出資法人の設立状況	4
(2) 県における出資法人への財政的関与の状況	5
(3) 県における出資法人への人的関与の状況	6
(4) 県における出資法人の見直しに向けた取組み	7
第3 監査の結果及び意見（総論）	9
1. 監査の結果及び意見の構成及び記載方法	9
(1) 構成	9
(2) 監査の結果の書き分け	10
(3) 監査の結果の記載方法	10
2. 監査の結果及び意見の総括	11
(1) 監査の結果及び意見の集計	11
(2) 各出資法人に係る結果及び意見の分類	11
3. 総括意見	13
(1) 出資法人所管部署、出資法人間の情報共有と継続的改善	13
(2) 中長期的な展望の必要性	13
(3) 評価制度の確立	14
第4 監査の結果及び意見（各論）	15
1. 社会福祉法人奈良県社会福祉事業団	15

2.	公益財団法人奈良県食肉公社.....	17
3.	公益財団法人奈良県人権センター.....	20
4.	公益財団法人奈良県地域産業振興センター.....	22
5.	奈良県土地開発公社.....	25
6.	一般財団法人奈良県デジタルズビューロー.....	28
7.	公益財団法人奈良県暴力団追放県民センター.....	32
8.	行政・人材マネジメント課.....	33

第 1 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項、第 4 項及び奈良県外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条の規定に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

(1) 選定した特定の事件

出資法人に係る財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について

(2) 特定の事件の選定理由

奈良県（以下、県という。）の出資法人は、県民へのサービス提供において非常に重要な役割を担っている。また、県は出資法人へ多数の職員を派遣するとともに、出資、補助、貸付などの多額の支出を行っている。特に、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している出資法人（独立の評価機関である評価委員会設置の地方独立行政法人並びに公立大学法人を除く）は、県における行政運営上の重要性が高いと考えられる。

これらの出資法人において、ガバナンスが有効に機能し、かつ財務事務が適切に執行されていることは行政サービスの根幹にかかわるものであり、非常に重要である。さらに、県による出資法人のモニタリング体制が構築され、有効に機能しているか、各出資法人に対する人的、財政的関与の妥当性といった、県の出資法人への関与のあり方については県民の関心も高いと考えられる。これらについて、外部の立場により全庁統一的・横断的に検証することは有用性が高いと考えた。

(3) 監査対象期間

令和元年度（自平成 31 年 4 月 1 日至令和 2 年 3 月 31 日）

ただし、必要に応じて過年度及び令和 2 年度の一部についても監査対象とした。

(4) 監査対象範囲

県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している出資法人（独立の評価機関である評価委員会設置の地方独立行政法人並びに公立大学法人を除く）ならびに当該出資法人の所管部署、公社等の改革に関することを所掌する行政・人材マネジメント課を監査対象とする。

監査の対象とした出資法人及び所管部署は次のとおりである。

出資法人名	所管部署
社会福祉法人奈良県社会福祉事業団	福祉医療部：障害福祉課
公益財団法人奈良県食肉公社	食と農の振興部：畜産課
公益財団法人 奈良県人権センター	文化・教育・くらし創造部：人権 施策課
公益財団法人 奈良県地域産業振興センター	産業・観光・雇用振興部：産業政 策課
奈良県土地開発公社	県土マネジメント部：用地対策課
一般財団法人 奈良県ビジターズビューロー	観光局：観光プロモーション課
公益財団法人 奈良県暴力団追放県民センター	警察本部：刑事部組織犯罪対策課

3. 監査の方法

(1) 主な監査要点

行政・人材マネジメント課における監査

- ・出資法人に対するモニタリング体制が適切に構築されているか。

各出資法人の所管部署等における監査

- ・各出資法人に対する県によるモニタリングは有効に機能しているか。
- ・各出資法人に対する人的、財政的関与は妥当か。

各出資法人における監査

- ・各出資法人のガバナンス体制は有効に機能しているか。
- ・各出資法人の財務事務は適正に行われているか。

(2) 主な監査手続

行政・人材マネジメント課に対する質問及び関連資料の閲覧

各出資法人の所管部署等に対する質問及び関連資料の閲覧

各出資法人に対する質問及び関連資料の閲覧

各出資法人の現金、備品等の現物確認

県におけるあるべきモニタリング体制の検討

4. 監査の実施期間

令和2年6月17日から令和3年3月31日まで

5. 補助者

公認会計士	石崎	一登
公認会計士	大松	祐介
公認会計士	中村	岳広
公認会計士	藤川	千代
公認会計士	野田	敏男
公認会計士	渡利	祥子

6. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 監査対象の概要

1. 県における出資法人の概要

(1) 県における出資法人の設立状況

平成31年4月1日現在の県の出資法人（地方独立行政法人及び公立大学法人を除く。）のうち、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資する法人の一覧は、【図表1】のとおりである。

【図表1】 県の出資法人の一覧

名称	基本財産・ 総出資額（千円）		監査対象
	うち県出資額（千円）		
	割合（％）		
一般財団法人奈良県ビジターズビューロー	218,500		○
	162,500		
	74.4		
社会福祉法人奈良県社会福祉事業団	10,000		○
	10,000		
	100		
一般財団法人奈良県健康づくり財団	13,500		
	5,000		
	37.0		
公益財団法人奈良県人権センター	3,000		○
	2,000		
	66.7		
公益財団法人奈良県生活衛生営業指導センター	4,100		
	2,000		
	48.8		
公益財団法人奈良県地域産業振興センター	5,000		○
	5,000		
	100		
公益財団法人なら担い手・農地サポートセンター	20,000		
	9,000		
	45.0		
奈良市場冷蔵株式会社	10,000		
	4,900		
	49.0		
公益財団法人奈良県食肉公社	1,177,000		○
	750,000		
	63.7		
奈良県土地開発公社	10,000		○
	10,000		
	100		

名称	基本財産・ 総出資額（千円）	監査対象
	うち県出資額（千円）	
	割合（％）	
奈良生駒高速鉄道株式会社	10,255,000	
	3,076,500	
	30.0	
公益財団法人奈良県暴力団追放県民センター	768,510	○
	561,800	
	73.1	

注：1. 資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資する法人を記載している。

2. 平成31年4月1日現在、清算中の法人を除く。

3. 地方独立行政法人及び公立大学法人を除く。

なお、本報告書においては、監査対象とした出資法人の名称は、原則として、【図表2】のとおり略記することとする。ただし、項目の表示などにおいては一部正式名称を付すこともある。

【図表2】本報告書における出資法人名称の略記

出資法人名	略記
社会福祉法人奈良県社会福祉事業団	事業団
公益財団法人奈良県食肉公社	食肉公社
公益財団法人奈良県人権センター	人権センター
公益財団法人奈良県地域産業振興センター	振興センター
奈良県土地開発公社	土地開発公社
一般財団法人奈良県ビジターズビューロー	ビューロー
公益財団法人奈良県暴力団追放県民センター	暴追センター

（2）県における出資法人への財政的関与の状況

出資法人への財政的関与の方法としては、補助金や委託料の支出、出資法人に対する貸付などがある。令和元年度における出資法人に対する補助金等及び委託料の状況は【図表3】、出資法人に対する財産等残高の状況は【図表4】のとおりである。

【図表3】出資法人に対する補助金等及び委託料等の状況（令和元年度）

（単位：百万円）

	補助金等	委託料	その他	合計
事業団	-	156	-	156

	補助金等	委託料	その他	合計
食肉公社	338	-	-	338
人権センター	5	-	-	5
振興センター	99	-	191	291
土地開発公社	-	-	3,153	3,153
ビューロー	128	-	-	128
暴追センター	-	1	-	1

【図表 4】 出資法人に対する財産等残高の状況（令和元年度）

（単位：百万円）

	貸付金	債務保証残高	その他	合計
振興センター	1,232	-	-	1,232
土地開発公社	-	14,000	-	14,000

注：【図表 1】 県の出資法人の一覧において県出資額を記載しているため、出資金等は除いている。

その他、財政支出はないが、財産の無償貸与や減免等により、本来得べき県としての収入が減額されている場合がある。これらの状況は【図表 5】のとおりである。

【図表 5】 出資法人に対するその他の財政的関与の状況（令和元年度）

	内容
事業団	なし
食肉公社	県所有建物の使用許可（使用料全額免除） 公用車 2 台の無償貸与
人権センター	人権センター敷地の無償貸与
振興センター	事務所賃借料の減免（奈良県産業振興総合センター）
土地開発公社	事務所、公用車駐車場（4 台分）の無償貸与（光熱水費等は実費負担）、職員駐車場（郡山総合庁舎勤務者として土地開発公社職員も職員駐車場を使用）
ビューロー	行政財産使用料に関して、事務所分については 80%、アンテナショップ分については 60%の減免を行っている。
暴追センター	なし

（3） 県における出資法人への人的関与の状況

平成 31 年 4 月 1 日現在の出資法人の役職員数と県の人的関与の状況は【図表 6】のとおりである。

【図表 6】 出資法人の役職員数及び県の人的関与（平成 31 年 4 月 1 日現在）

（単位：人）

	役員			職員		
	合計	うち 県職員	うち 県 OB	合計	うち 県職員	うち 県 OB
事業団	8	1	2	79	-	4
食肉公社	11	3	1	28	4	1
人権センター	8	3	-	2	-	1
振興センター	11	-	2	29	2	1
土地開発公社	6	3	2	20	16	-
ビューロー	27	1	1	25	3	-
暴追センター	19	1	1	11	1	4
合計	90	12	9	194	26	11

（４） 県における出資法人の見直しに向けた取組み

1) 県における近年の出資法人の改善の取組み

県における出資法人の改善の取組みの結果、平成 20 年度以降における出資法人の解散等の実績は【図表 7】のとおりとなっている。

【図表 7】 平成 20 年度以降における出資法人の解散等の実績

年度	解散等の実績
H20	健やか奈良支援財団の業務見直し（椿寿荘宇陀寮の廃止） 健康づくり財団の事業効率化（運動施設部門の事業の見直し）
H21	広域地場産業振興センターの解散
H22	吉野熊野観光開発の解散
H23	奈良県万葉文化振興財団の解散 なら・シルクロード博記念国際財団の解散 健やか奈良支援財団の解散 奈良県肉用子牛価格安定基金協会の解散
H24	奈良県交通遺児等援護会の解散 奈良県予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人を定める 条例を制定 食肉公社の業務の見直し（と畜業務を食肉公社に移転）
H25	奈良県住宅供給公社臨時理事会開催 解散承認 奈良県住宅供給公社の解散
H26	奈良県農業振興公社が農地中間管理機構の指定を受け、なら担い手・ 農地サポートセンターに名称を変更 奈良県林業基金決算理事会にて解散時期を議決
H27	奈良県林業基金が奈良地方裁判所に民事再生の申立て

年度	解散等の実績
H28	奈良県林業基金の解散
H29	奈良県林業基金の清算終了
H30	奈良県道路公社の解散

2) 行政・人材マネジメント課における取組み

①平成 26 年度から平成 29 年度までの取組み

総務省は、平成 26 年 8 月に「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」を策定し、地方公共団体に対して、第三セクター等の効率化・経営健全化と地域活性化に資する有意義な活用の両立に取り組むよう要請している。

県では、この総務省の要請を受け、平成 26 年度から平成 28 年度までの間、行政・人材マネジメント課（当時は行政経営課）において、出資法人の所管部署を対象としたヒアリングを実施した。

加えて、平成 26 年度及び平成 27 年度においては、赤字かつ県から補助金を交付している法人を対象として、公認会計士による経営診断を実施している。

なお、平成 29 年度においては、ヒアリングによる確認等については、特段実施していないものの、平成 26 年度から平成 28 年度までの取組みを踏まえ、次年度以降の取組みの方向性について検討が行われた。

②平成 30 年度及び令和元年度の取組み

平成 30 年度においては、総務省が平成 30 年 2 月に「第三セクター等の経営健全化方針の策定について」を発出したことを受け、平成 26 年度から平成 29 年度までの経常損益の平均が 1 千万円以上の赤字となっている法人など 5 法人を対象として、経営健全化に向けた取組みについて、行政・人材マネジメント課（当時は行政経営・ファシリティマネジメント課）への報告を求めるとともに、その他の赤字法人についても、経営状況を部局長に報告することを内容とする依頼を各出資法人の所管部署に発している。

また、平成 30 年度においては、「地方公会計セミナー」の講義の中に、他府県事例等の紹介や県における取組みに関する助言等を取り入れている。

令和元年度においては、経営健全化方針の策定対象となり得る 13 団体及び事業団を対象として、各所管部署の確認を求めた上で、行政・人材マネジメント課（当時は行政経営・ファシリティマネジメント課）において経営状況確認シートを作成している（ただし、県においては、債務超過法人など、経営健全化方針を策定しなければならない法人はない。）。

さらに、前年度に経営健全化に向けた取組みや部局長への報告を求めた法人の所管部署に対して、個別にヒアリングを実施し、経営健全化に向けた取組状況を確認している。

第3 監査の結果及び意見（総論）

1. 監査の結果及び意見の構成及び記載方法

（1）構成

監査の結果及び意見については、総論と各論に分け、総論については監査の結果及び意見の全体像を記載するとともに、「3. 総括意見」において、各出資法人に共通に見られた事項をとりまとめ記載している。各論については、出資法人ごとに出資法人の所管部署等（所管部署等とは、出資法人の所管部署のほか、出資法人が使用等を行う施設の所管部署や出資法人に補助金を支出している部署を含んだものである）に対するもの、出資法人に対するものに分け、所管部署等についてはさらにモニタリングに係る事項と人的・財政的関与に係る事項に、出資法人についてはガバナンスに係る事項と財務事務に係る事項に分け記載している。最後に、行政・人材マネジメント課に対する結果及び意見を記載している。

表で示すと【図表8】のとおりである。

【図表8】 監査の結果及び意見の構成

第3 監査の結果及び意見（総論）		
3. 総括意見		
第4 監査の結果及び意見（各論）		
1～7. 各出資法人 監査の結果及び意見	所管部署等	モニタリングに係る事項
		人的・財政的関与に係る事項
	出資法人	ガバナンスに係る事項
		財務事務に係る事項
8. 行政・人材マネジメント課 監査の結果及び意見		

なお、監査実施にあたっては詳細な監査チェックリストを作成し、モニタリング、人的・財政的関与、ガバナンス、財務事務のそれぞれの観点から監査を実施した。それぞれの項目において検討の対象とした主な内容は【図表9】のとおりである。

【図表9】 各項目の主な内容

項目	主な内容
モニタリング	出資法人の指導・監督、評価にかかる事項
人的・財政的関与	県からの職員派遣や補助金等の財政的関与にかかる事項
ガバナンス	法人運営にかかる事項
財務事務	契約、会計、現物管理等に係る事項

(2) 監査の結果の書き分け

本報告書においては、以下のとおり監査の結論として結果、意見の2区分に分けて記載している。

結果	<ul style="list-style-type: none">・法令、基準等に違反していると認められるもの・その他適正を欠く事項で是正する必要があると認められるもの
意見	<ul style="list-style-type: none">・事務の執行、事業の管理状況等について、効率性、経済性又は有効性の観点から検討する必要があると認められるもの・その他法令、基準等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの

(3) 監査の結果の記載方法

監査の結果及び意見（各論）についてはそれぞれにつき通し番号を付した。なお、概要版では当該結果及び意見の結論部分のみを記載しているため、詳細は本報告を参照されたい。

2. 監査の結果及び意見の総括

(1) 監査の結果及び意見の集計

本年度の包括外部監査における監査の結果及び意見の件数は、【図表 10】のとおりである。

【図表 10】 監査の結果及び意見の件数

(単位：件)

	結果		意見			結果 合計	意見 合計
	所管部 署等	出資 法人	所管部 署等	出資 法人	行政 人材注		
1. 事業団	-	2	4	3	-	2	7
2. 食肉公社	-	8	1	4	-	8	5
3. 人権センター	-	3	3	2	-	3	5
4. 振興センター	-	6	2	6	-	6	8
5. 土地開発公社	-	6	2	5	-	6	7
6. ビューロー	3	7	4	5	-	10	9
7. 暴追センター	-	1	-	1	-	1	1
8. 行政・人材マ ネジメント課	-	-	-	-	2	-	2
計	3	33	16	26	2	36	44

注：行政・人材マネジメント課の略記である。

(2) 各出資法人に係る結果及び意見の分類

各出資法人に係る結果及び意見を項目別に分類した一覧は、【図表 11】のとおりである。

【図表 11】 各出資法人に係る結果及び意見分類

(単位：件)

分類	1. 事業 団	2. 食肉 公社	3. 人権セ ンター	4. 振興セ ンター	5. 土地開 発公社	6. ビュ ーロー	7. 暴追セ ンター	計
モニタリング								
事業評価、指 導・監督強化	1	1	1	-	2	-	-	5
補助金等評 価・執行確認	-	-	-	1	-	2	-	3
その他	-	-	1	1	-	-	-	2

分類	1. 事業 団	2. 食肉 公社	3. 人権セ ンター	4. 振興セ ンター	5. 土地開 発公社	6. ビュ ーロー	7. 暴迫セ ンター	計
人的・財政的関与								
施設整備・活用	3	-	1	-	-	-	-	4
補助金等事務	-	-	-	-	-	5	-	5
ガバナンス								
経営管理	1	1	-	2	2	1	1	8
理事会等運営	-	-	-	-	-	2	-	2
人員等体制	-	-	1	-	1	-	-	2
施策の見直し	1	-	-	-	-	-	-	1
財務事務								
補助金・委託等 の執行	-	-	-	1	-	-	-	1
契約	-	-	-	1	-	-	-	1
税務	-	2	-	-	-	-	-	2
現金及び現金 同等物管理	-	-	1	1	1	3	-	6
資産管理	1	3	2	1	1	-	-	8
会計規程・会計 処理	1	6	-	5	5	6	1	24
その他事務	1	-	1	1	1	-	-	4
総計	9	13	8	14	13	19	2	78

注1：表中の数値は、各項目における結果または意見の件数を表す。

注2：上表では行政・人材マネジメント課に係るものを除いているため、【図表10】と件数は一致しない。

3. 総括意見

(1) 出資法人所管部署、出資法人間の情報共有と継続的改善

出資法人を統括的に所管する部署としては行政・人材マネジメント課がその役割を担っている。行政・人材マネジメント課の所掌事務は「公社等の改革に関すること」とされており、行政・人材マネジメント課では「第2.1.(4) 県における出資法人見直しに向けた取組み」に記載のとおり、出資法人や所管部署に対して、経営の状況・改善等に係るヒアリング及び研修などを実施してきている。

しかしながら、所管部署の出資法人マネジメントの方法や出資法人の事務処理レベルにばらつきが見られる。

特にビューローでは、ビューロー職員からの定款違反や不適正会計、パワハラなどの申出を受け、平成30年度を対象とし、理事長からの要請に基づく監事による特別監査が行われている。また、地方自治法第199条第6項及び第7項の規定に基づく県知事から県監査委員への要求監査が行われている。

これらの監査において、ビューロー及び県観光局は指摘を受けており、この監査結果の責めは一義的にはビューローと県観光局が負うべきものであるが、県として出資法人や所管部署が従うべき統一的なガイドラインがなく、所管部署や出資法人の一定レベルの統括的なコントロールがされてこなかったことにも一因があると考えられる。

これらについて、所管部署や出資法人間のばらつきをなくし、事務処理レベルを向上するため、行政・人材マネジメント課のより一層のリーダーシップが求められるところである。

「第4.8.②本監査における監査の結果、意見の周知【意見44】」に記載しているが、今回の監査の結果及び意見で述べた事項を周知することにより、各団体における改善に役立てることが可能となると考えられる。また、包括外部監査だけではなく、監査委員監査、内部統制評価等において改善すべき事項が発見された場合や、よい取組みなどは、今後継続的に共有していくことが求められる。監査の結果及び意見に関して、行政・人材マネジメント課において実施している研修会などにおいて情報の周知をするなど、情報共有と継続的改善に努められたい。

(2) 中長期的な展望の必要性

各出資法人は単年度の事業計画を作成しているものの、複数年にわたる中長期の計画を策定している出資法人は見受けられない。これについて、本報告書では、各出資法人への意見として、中長期的な経営計画策定の必要性を述べている。

一方、行政・人材マネジメント課では経営状況確認シートにより出資法人の状況について所管部署にヒアリングを行っているところであるが、前年度の実績と次年度の取組みのみが記載される形式となっており、法人を取り巻く中長期的な環境変化を踏まえた展望や将来像が記載されていない。

経営状況確認シートには「中長期的な展望」を記載する欄を設け、出資法人における中期経営計画の状況を把握し、評価する仕組みを設けることが有用と考える。

(3) 評価制度の確立

県では、出資法人に対する統一的な評価制度を設けておらず、出資法人の実施する事業の評価や指導・監督が不十分な所管部署が見られた。

本報告書では、各所管部署への意見としてより一層の指導・監督の強化を求めているところであるが、県の出資法人マネジメントの一貫性と所管部署の出資法人への関与・評価の水準を一定レベルに保つため、県として統一的な評価制度を導入することが望まれる。

これについて行政・人材マネジメント課が取りまとめを行っている経営状況確認シートに、法人の自己評価または所管部署の所見を記載する欄を設けることで、大きな負担なく評価の仕組みを導入することができると考えられる。

一方、出資法人には大きな赤字を継続し法人単独では改善が難しいような出資法人も見受けられた。現在、理事会や評議員会で外部の意見も取り入れているものの、これまでとはまったく異なる観点からの指摘が期待しづらく、大きなイノベーションは起こりにくい。

県として外部評価制度を導入し、民間経営者や、業界の専門的知識を有する者、法律や会計の専門家などの外部有識者からの客観的な意見を取り入れることは有用であると考えられる。

「3. (2) 中長期的な展望の必要性」で述べたように、経営状況確認シートの記載内容の充実に向けた取組みを進め、出資法人、所管部署及び外部有識者による評価結果も盛り込んだ上で、外部に公表することが望ましい。

日本経済は長期低迷の時代に入る一方で少子高齢化が進展し、行政課題が山積している。ましてや、現在は新型コロナウイルスの影響により、より難しい舵取りが求められている。行政内部ですべて完結する時代はすでに過ぎ去った。情報をオープンにし、外部からの意見を取り入れ、住民や関係者に開かれた県庁であることを切に願う。

第4 監査の結果及び意見（各論）

1. 社会福祉法人奈良県社会福祉事業団

1) 所管部署等に対する監査の結果及び意見

ア. モニタリングに係る事項

①慢性的な赤字に対する指導・監督の強化【意見1】（障害福祉課）

事業団は平成27年度以降、当期活動増減差額の赤字が継続している。慢性的な赤字は団体の存続可能性を左右し、指定管理施設の維持運営が困難となる恐れがある。所管部署として改善のための指導・監督を行うことが求められる。

イ. 人的・財政的関与に係る事項

①施設の老朽化への対応の必要性【意見2】（障害福祉課、公園緑地課）

最も古い施設は昭和63年6月に開所し、30年以上経過し老朽化している。計画的な修繕や更新が求められる。

②福祉住宅体験館の有効活用の必要性【意見3】（長寿・福祉人材確保対策課）

福祉住宅体験館のうち、調理実習室、工作室の開館日数に対する利用日数の割合が著しく低い。指定管理者と協議し、福祉、介護の普及啓発目的に沿って有効活用することが求められる。

③福祉住宅体験館の多目的ホールのLED化【意見4】（公園緑地課）

福祉住宅体験館の多目的ホールの照明については水銀灯を採用している。LED化することにより経費の節減を図ることが望まれる。

2) 出資法人に対する監査の結果及び意見

ア. ガバナンスに係る事項

①慢性的な赤字への抜本的対策の必要性【意見5】

赤字決算の主たる要因としては、全国平均と比較しても高い人件費と利用者の減少がある。このうち人件費の減少については、利用者の満足度や雇用契約に影響するため、短期的な視点ではなく、中長期のスパンで経営計画を策定し、赤字の解消に向けた抜本的な対策が求められる。

②利用者の自立促進の必要性【意見 6】

自立訓練施設での平均的な訓練期間が長い割に社会復帰等の目標を達成した利用者数が少なく、訓練水準が全国平均と比べて相対的に低い。成果を上げている他団体の施策を参考に、訓練プログラムを刷新するなどして利用者の自立を促進すべきである。

イ. 財務事務に係る事項

①慣例的な運用による超過勤務手当の支給【意見 7】

職員の労働時間について正確に把握しないまま一律で超過勤務手当を支給する運用が、慣例的に行われていた。

②備品管理台帳への記載漏れ【結果 1】

シャワー入浴装置 432 万円について、備品管理台帳への記帳を失念していた。ヒューマンエラーによる記帳漏れを防ぐ統制手続きを講じる必要がある。

③賞与引当金の未計上【結果 2】

賞与引当金が未計上のため、計上する必要がある。

2. 公益財団法人奈良県食肉公社

1) 所管部署（畜産課）に対する監査の結果及び意見

ア. 人的・財政的関与に係る事項

① 運営事業補助金のあり方【意見 8】

平成 24 年 3 月の第三者委員会の提言以降、人件費の削減等に取り組み、経営改善に努めてきていることは確認できたが、業務の性質上、赤字の解消は容易でないことから、補助金の削減に結びついていないのが現状である。

と畜業務を継続的に運営していくためには、収支不足額を公費で補助していくことはやむを得ない面があることは理解できるが、今後は施設・設備の老朽化に伴う経費の増加も見込まれることから、これまでの補助金削減の取り組みや今後の公費負担を含む経営の見通しを明らかにするなど、県民にわかりやすく示すことが望まれる。

また、今後の補助金のあり方については総務省の指針「第三セクター等の経営健全化等に関する指針の策定について」も踏まえて検討されたい。

2) 出資法人に対する監査の結果及び意見

ア. ガバナンスに係る事項

① 中期経営計画策定の必要性【意見 9】

慢性的な赤字が続き、現状でも資金繰りに余裕がない中で、今後、施設・設備の老朽化への対応にも迫られることになるため、早急に経営改善策の具体化や施設・設備の老朽化への対応方針を明らかにすることが望まれる。これらを総合的に検討する上で、中長期的な視点の経営管理の仕組みが欠かせないことから、中期経営計画を作成することが望まれる。

イ. 財務事務に係る事項

① 固定資産税（償却資産）の申告誤り【結果 3】

平成 30 年度以前の申告に誤りが認められたため、申告誤りを未然に防ぐための内部統制の構築が必要である。

② 消費税の申告【意見 10】

現在は「簡易課税制度」に基づく申告を行っているが、今後多額の投資を行う場合や課税売上高が基準を超えた場合に備え、「仕入税額控除の特例」に基づく申告方法も習得しておくことが望ましい。

③固定資産の管理番号の貼付漏れ【結果 4】

固定資産台帳に登録されている固定資産の一部に管理番号の貼付がされておらず、固定資産台帳と現物の照合ができない。管理番号の貼付漏れがないようにする必要がある。

④物品受払台帳の管理不備【結果 5】

固定資産台帳とは別に物品受払台帳も作成しているが、適切な管理がなされていない。物品受払台帳の管理を適切に行う必要がある。

⑤奈良食肉株式会社に対する貸付金及び未収金【結果 6】

(1)回収可能性に懸念があるため、貸倒引当金の計上が必要である。
(2)財務諸表上、未収金も貸付金に含めて表示しているが、貸付金とは別に区分表示する必要がある。

⑥退職給付引当金の引当不足【結果 7】

退職給付引当金の令和元年度末残高が不足しており、追加計上する必要がある。

⑦賞与引当金の未計上【結果 8】

賞与引当金が未計上のため、計上する必要がある。

⑧固定資産の計上漏れ【結果 9】

固定資産の取得価額に付随費用を含めておらず、固定資産に計上すべきものが漏れていた事例が認められた。固定資産の取得価額には原則として付随費用も含めることに留意が必要である。

⑨勘定科目の見直しの必要性【意見 11】

以下の勘定科目について見直す必要がある。
(1)社会保険料の事業主負担を「福利厚生費」の科目で計上しているが、「法定福利費」が適切である。
(2)所有権移転ファイナンスリース取引に係る仕訳において、利息相当額を「賃借料」で計上しているが、「支払利息」が適切である。
(3)NHK 放送受信料を「賃借料」で計上しているが、「通信費」が適切である。

⑩ 預り金残高の不一致【結果 10】

預り金の令和元年度末残高に不明差額が含まれている。会計処理にあたっては、期中の増減の処理のみならず、帳簿上の期末残高の内訳を明らかにし、本来あるべき預り金残高と一致させる必要がある。

⑪ 関連当事者との取引に係る検討の未実施【意見 12】

公益法人会計基準が定める「関連当事者との取引の内容」に関する注記に係る調査がなされていないため、毎事業年度に必要事項の調査を行う必要がある。

3. 公益財団法人奈良県人権センター

1) 所管部署（人権施策課）に対する監査の結果及び意見

ア. モニタリングに係る事項

①収支改善に向けた指導・監督の強化【意見 13】

公益財団法人奈良県人権センター運営費補助金交付要綱によると、補助の対象となる経費は人権センターの運営に要する経費とされているが、出資法人の運営に必要な経費を、出資法人の事業により賄うというインセンティブが働きにくくなっている恐れがある。県の施策と連携して事業を展開する独立した法人として運営するためには、さらなる経費の節減や新たな収益を確保するなどの努力をより一層出資法人に求める必要がある。

②人権啓発活動の促進と人権センターのあり方の再検討の必要性【意見 14】

人権センターは同和問題の早期完全解決を図るために設立されたが、近年の活動は貸館業務に偏っており、同和問題をはじめとする人権問題に関する資料の収集、調査、研究などの啓発活動への比重が他県と比較して著しく少ない。県として要求する啓発活動の水準を具体的に示して活動を促すとともに、人権センターのあり方と今後の活動について、再検討を要する。

イ. 人的・財政的関与に係る事項

①施設老朽化による今後の補助金の執行計画の策定【意見 15】

当該施設は昭和 53 年 10 月の竣工から 42 年が経過しており、建物・設備の経年劣化等による修繕費の増加が見込まれる。人権センターに修繕計画策定を指導し、今後の補助金の執行計画を策定する必要がある。

2) 出資法人に対する監査の結果及び意見

ア. ガバナンスに係る事項

①人権問題の普及・啓発活動を促進するための体制整備【意見 16】

人権センターは職員 2 名のみ体制となっており、教育・啓発や相談といった人権施策を推進する上での事業展開が行える状況にない。人員体制を強化するなど、公益法人としての趣旨に沿った事業の実施が求められる。

イ. 財務事務に係る事項

①両替準備金の個人立替え【結果 11】

両替準備金として金庫に保管されている現金は職員が拠出した個人的資金であり、簿外で管理されている。現金の内部統制として適切ではない。
両替準備金を設定し、適切に現物の管理を行う必要がある。

②備品の管理及び現物の検査【結果 12】

備品台帳が適時に更新されておらず、年度決算において現物の検査が行われていない。規定に従い管理する必要がある。

③会計ソフトの利用【結果 13】

運営費補助金を原資として購入した会計ソフトが一度も利用されず償却を終了している。会計ソフトを利用することで記帳、決算業務の合理化を図ることが望まれる。

④電気調達への競争性導入【意見 17】

電力料金の相見積もりが行われていないが、相見積もりを取ることで経費節減することが望まれる。

4. 公益財団法人奈良県地域産業振興センター

1) 所管部署（産業政策課）に対する監査の結果及び意見

ア. モニタリングに係る事項

①実績報告書確認証跡の保存【意見 18】

奈良県地域産業振興センター事業補助金（以下、「補助金」という。）に係る補助事業遂行状況報告書及び実績報告書の受領、内容ヒアリング及び完了検査を実施した際には、奈良県地域産業振興センター事業補助金要綱に基づき適時適切に補助金を使用されていることを確認した証跡を残すため、完了検査実施報告書等を作成し、上長承認を受け保存しておくことが望ましい。

②ベンチャー貸付金回収管理状況の確認【意見 19】

ベンチャー貸付金事業は、新規貸付業務終了後に県が当該資金の代位弁済を受けてからは、補助事業の実績報告の項目から削除され、既に終了した事業として取り扱われており、回収状況の詳細な確認をしていない。振興センターの財政状況にかかわる問題でもあるため、ベンチャー貸付金の回収管理状況について適時に報告を受け、適切に対応できる体制を構築すべきである。

2) 出資法人に対する監査の結果及び意見

ア. ガバナンスに係る事項

①中期経営計画策定の必要性【意見 20】

独立した法人として自主性をもって振興センターの事業を運営するため及び支援企業の規範となるために中期経営計画を策定し、当該計画書において計画の成果や課題を検証し、振興センターの果たすべき役割を再確認しながら、これからの振興センターの方向性や事業目標、重点的に取り組むべき施策をより明確化する必要がある。

②目標実績比較分析の実施【意見 21】

振興センターの成果を確認し、次年度の適切な計画の作成に資するため、年度の各事業の目標とその実績を比較し、その結果を評価するとともに、振興センター全体の状況について一覧できる資料を作成し、その結果を分析する必要がある。当該分析に基づき振興センターの今後の方針、強化すべき事業等を明確化し、より適切な運営を行う判断材料とする必要がある。

イ. 財務事務に係る事項

①登録専門家の定期点検【意見 22】

平成 29 年度に専門家派遣事業の登録専門家の専門家の得意業種・分野における実績などの評価基準に基づき、登録専門家リストの見直しを行っているが、それ以降において定期的な見直しがなされていない。登録専門家の水準の維持を図るため、要求する水準を満たしているかどうかの評価を定期的実施することが求められる。

②借入契約における随意契約理由の明確化【結果 14】

随意契約により借入契約しているものに理由書が存在せず、随意契約とされた理由が明確になっていない取引が確認された。随意契約を行う際には、理由書等を作成し、公益財団法人奈良県地域産業振興センター会計規程第 73 条 5 項の該当号数とその理由を明確にする必要がある。

③補助金事業間における人件費負担の妥当性【意見 23】

補助金の申請に際しては、必要な経費の見積もりを適切に実施した上で予算を作成し、補助金の申請を行う必要がある。

④切手、収入印紙の貯蔵品計上【結果 15】

期末時点に保有している切手、収入印紙について貯蔵品勘定に計上されていない事実が確認された。切手、収入印紙等については、消耗品とは異なり換金可能性が高く、盗難横領等のリスクが高いことがあるため、数量管理だけでなく会計上においても適切に処理すべきである。

⑤固定資産実地棚卸の証跡の未保存【意見 24】

固定資産の棚卸状況を確認したところ、実施証跡が保存されていないことが確認された。会計規程に従い、年に 1 回は固定資産の棚卸を実施した場合には、棚卸実施資料を適切に保存しておく必要がある。

⑥財務諸表の会計規程との整合性【結果 16】

会計規程に記載されている項目と財務諸表に計上されている項目に相違が生じており、会計規程に記載されていない項目が財務諸表に計上されていた。適時適切に規定の更新を行うことで、会計規程に準拠した財務諸表を作成すべきである。

⑦試算表報告期日の遵守【結果 17】

試算表報告期日が月次も年度末も 10 日とされており、決算処理が多数必要となる年度末の報告について期日を遵守できていない状況が見受けられた。年度末の試算表報告期日については、提出期限遵守の可能性を再検討し、必要な対策を実施すべきである。

⑧退職給付引当金の過少計上【結果 18】

退職給付引当金の計上額について、過少計上が見受けられた。財務諸表の数値を正しく表示するため、過不足なく計上する必要がある。

⑨賞与引当金の未計上【結果 19】

賞与引当金について、財務諸表の数値を正しく表示するため、過不足なく計上する必要がある。

⑩関連当事者との取引に係る検討の未実施【意見 25】

公益法人会計基準が定める「関連当事者との取引の内容」に関する注記に係る調査がなされていない。毎事業年度に必要な事項の調査を行う必要がある。

5. 奈良県土地開発公社

1) 所管部署（用地対策課）に対する監査の結果及び意見

ア. モニタリングに係る事項

①慢性的な赤字に対する指導・監督の強化【意見 26】

土地開発公社では従来から赤字が継続しているが、赤字が生じた詳細な要因分析まで行っておらず、事業の採算性や将来の見通し等について十分な検討がされていない。また、継続的かつ定期的に評価を行う仕組みがない。赤字が生じた詳細な要因を把握するため、事業別損益を報告させ、現在の経営状況を適切に把握するとともに、土地開発公社の策定する中期経営計画の進捗や目標達成状況を評価する仕組みの構築が求められる。

②先行取得事業(国からの受託事業)の財政状況の把握と改善に向けた協議【意見 27】

国からの受託事業である用地先行取得事業は、外部監査人の試算では間接経費配賦前の段階で16百万円の赤字が発生している。県の政策的な事業により土地開発公社の自助努力をもってしても生じる赤字について、実態を把握するとともに、改善に向け土地開発公社と協議を行うことが望まれる。

2) 出資法人に対する監査の結果及び意見

ア. ガバナンスに係る事項

①中期経営計画策定の必要性【意見 28】

長期的な視野に立った計画を策定することで、計画の実現可能性と土地開発公社の持続可能性を高めるため、中期経営計画の策定が求められる。

②事業別損益管理実施の必要性【意見 29】

現場部門である京奈和自動車道・公共事業用地推進事務所（以下「京奈和事務所」という。）と間接部門である総務企画課に区分した部門別損益管理は行っているが、的確な事業別損益管理までには至っていない。

事業ごとの経費削減、事業拡大などに資するため、的確な事業別損益管理を行うことが求められる。

③人員体制の見直し【意見 30】

土地開発公社の現場部門である京奈和事務所は、令和元年度は 10 名全員が県からの派遣職員である。しかし、用地取得交渉は土地開発公社の根幹をなす業務であるため、当業務に関する専門的技術力のあるプロパー職員を配置・育成していくことを将来的な展望をふまえて定期的に検討されたい。

また総務企画課には、令和元年度は 10 名が配置されているが、うち 2 名の派遣職員は奈良県道路公社（以下、「道路公社」という。）の清算業務を担当している。本来の土地開発公社の業務に必要な最小限の人員を配置することが望ましい。

イ. 財務事務に係る事項

①人件費負担の適正化【結果 20】

土地開発公社と道路公社の人件費の負担割合が適切ではなく、土地開発公社の人件費が過大となっている。業務量に応じた人件費を負担するべきであった。

②自己資金の運用【意見 31】

令和元年度における投資有価証券の平均残高は 510 百万円であり、有価証券利息が 4 百万円、平均利率が 0.8% であるのに対し、現金及び預金の平均残高は 2,259 百万円であり、受取利息は 475 千円と微々たるものである。現金及び預金のうち余裕資金にかかるものは、より有利な運用を検討すべきである。

③物品受払台帳の不整備【結果 21】

平成 23 年度に、土地開発公社、住宅供給公社、道路公社が郡山総合庁舎へ移転して以降、3 公社の物品が混在しており、物品受払台帳を整備していない。物品受払台帳を作成すべきである。

④公有地等の取得原価の過少計上【意見 32】

事務費収入の上限を超える直接経費は、取得原価には含めず販売費及び一般管理費に計上することにより、事業原価が事業収益を上回らないようにしている。その結果、公有地取得事業における事業総損失が過少に計上されている。

先行取得事業、資金代行事業における直接経費は可能な限り、公有地等の取得原価に計上すべきと考える。

⑤長期保有地の評価減の必要性【結果 22】

長期保有地である北野台団地は、令和元年度末現在、簿価 117 百万円に対し、時価 54 百万円（46%）であり 50% 以上の時価下落に相当する。よって、強制評価減が必要である。

⑥コンガラ埋没調査・撤去費用の取得原価算入の必要性【結果 23】

平成 29 年度に、代替地のコンガラ埋没調査（約 2 百万円）を行い、平成 30 年度にコンガラの撤去（約 11 百万円）を行った。その際に、これらの費用を原価ではなく販売費及び一般管理費に計上したが、正しくは、代替地勘定として資産計上した上で、平成 30 年度末に資産評価損として 22 百万円を特別損失に計上すべきであった。

⑦賞与引当金の未計上【結果 24】

令和 2 年 6 月に賞与として 15 百万円が支給されているが、令和元年度末の貸借対照表には賞与引当金が計上されていない。翌年度に支給する職員の賞与のうち、支給対象期間が当年度に帰属する支給見込額については当年度の費用として引当計上することが求められる。

⑧未払経費の計上科目の適正化【結果 25】

年度末における経費の未払額を未払費用勘定に計上しているが、未払金勘定に計上すべきである。

6. 一般財団法人奈良県ビジターズビューロー

1) 所管部署等に対する監査の結果及び意見

ア. モニタリングに係る事項

①補助金、負担金の実績報告書の確認結果の保存【意見 33】（観光プロモーション課、ならの観光力向上課）

補助金、負担金の精算における収支決算書の審査にあたり、会計帳簿と証拠書類をビューローで直接確認しているが、その証跡を残した資料が保管されていない。

実績報告等の決裁手続において、確認作業の結果についても併せて承認を受け、根拠資料を保存しておくことが望ましい。

②補助金、負担金の効果に関する評価制度の未整備【意見 34】（観光プロモーション課、ならの観光力向上課）

補助金、負担金について、その交付の効果を評価する仕組みがない。明確な基準に基づき効果の測定・評価を行った上で、定期的により方を見直す仕組みを整備することが望ましい。

イ. 人的・財政的関与に係る事項

①補助金、負担金の各交付要綱における対象範囲の明確化【意見 35】（観光プロモーション課、ならの観光力向上課）

補助金、負担金の各交付要綱における「趣旨」「対象経費」の定義は、ビューローの事業全体に係る概略的、包括的な記載となっており、対象事業に公益性があるか、県民にとって分かりにくい。

客観的な基準に基づき適切に審査するため、基本的な考え方、対象事業の内容について、交付要綱において具体的に明示すべきである。

②補助金、負担金における変更承認の取扱いの不統一【結果 26】（観光プロモーション課、ならの観光力向上課）

補助金、負担金の各交付要綱が定める、事業内容の変更や経費配分の変更があった場合に必要となる「変更の承認の申請」について、各補助金、負担金の所管部署によって取扱いが異なり、同様の状況であるにもかかわらず、変更の承認が行われている事例と、変更の承認の申請が行われず所管部署による指導もない事例が混在していた。

交付要綱の条文の趣旨と要件、実務上の取扱いを確認し、認識を統一した上で、ビューローへ周知、指導し、適切に事務を行う必要がある。

③補助金のあり方の見直し【意見 36】（観光プロモーション課、ならの観光力向上課）

ビューローに対する補助金において、団体に対する運営補助であるものが存在する。

団体の自立運営を支援する観点から、補助金のあり方を検討すべきである。

④奈良県外国人観光客交流館内旅行カウンター設置運営管理業務に係る書類の不備【結果 27】（ならの観光力向上課）

県から(株)JTB奈良支店・(株)アベストコーポレーション特定委託業務共同事業体へ委託する奈良県外国人観光客交流館の運営管理業務に関連して、同交流館内の旅行カウンターの設置運営は、ビューローが業務を実施しているが、毎年度、県・(株)JTB奈良支店・ビューローの三者で締結される覚書の令和元年度分の所在が確認できなかった。

また、令和2年度は、旅行カウンターは(株)JTB奈良支店からビューローへの委託業務とされているが、所管部署は、委託契約書において業務仕様等の記載がないにもかかわらず、再委託の承認を行っている。

委託契約の締結、再委託の承認等の手続において、書類は漏れなく作成、入手の上で整理保管し、適切に事務を遂行する必要がある。

⑤奈良県外国人観光客交流館内旅行カウンター設置運営業務に係る人件費の取扱いの未整理【結果 28】（観光プロモーション課、ならの観光力向上課）

県から(株)JTB奈良支店・(株)アベストコーポレーション特定委託業務共同事業体へ委託する奈良県外国人観光客交流館の運営業務委託の契約書において、旅行カウンターの運営に係る人件費等の経費は、同共同事業体が負担することとされているが、委託業務を所管するならの観光力向上課と、人件費補助金を所管する観光プロモーション課との間で情報共有されておらず、旅行カウンターの業務に従事するビューローの職員が、県からビューローへの人件費補助金の対象者に含まれている状態であった。

委託料の精算時には、当該人件費相当額を減額する対応がなされているが、両所管部署が連携し、適時に対処する必要があると考える。特に観光プロモーション課は、団体の所管部署として、県の財政的関与の状況を網羅的に把握しておく必要がある。

2) 出資法人に対する監査の結果及び意見

ア. ガバナンスに係る事項

①競業取引に係る承認、報告の未実施【結果 29】

理事が代表等を務め、ビューローと同類の業務を行っている団体があるが、法律、定款が定める競業取引について個別議案として理事会で承認、報告を行っている事実は確認できなかった。理事会での承認、報告が必要とされる取引の範囲を整理するとともに、今後の対応を検討すべきである。

②利益相反取引に係る事前承認、報告の未実施【結果 30】

ビューローの理事が代表等を務める他の団体との取引について、法律、定款が定める利益相反取引についての理事会での承認、報告は行われていない。令和元年度は、質問及び会計帳簿の閲覧を行った限り、明らかな利益相反取引は見当たらなかったが、理事会での承認、報告が必要とされる取引の範囲を整理するとともに、今後の対応を検討すべきである。

③中期経営計画策定の必要性【意見 37】

中期経営計画が策定されていない。

安定的・持続的な法人運営に資するよう、中期経営計画を策定し、PDCAサイクルを実行する仕組みを構築すべきである。

イ. 財務事務に係る事項

①現金管理の適正化【意見 38】

令和元年度は、手許現金が複数あるものの、使用目的が明確に整理されておらず、また現金出納帳に出納責任者の確認の証跡がない状態であった。令和2年度以降は2口座に整理した上で、上席者による現金出納帳と現物の照合を実施し証跡を残すよう改善されている。

現金の管理状況は徐々に改善されているが、今後、より適正な事務手続となるよう、バスカード販売手数料相当額について適時に入金処理するようルールを決めること、また経費支払用現金について定額前渡制度を採用することが望ましい。

②領収書の管理体制の適正化【意見 39】

領収書の管理簿がなく、連番管理されていない。

一連番号を付した上で、発行履歴が事後確認できるよう、管理資料を作成し、所定の担当者が控えとともに整理保管することが望ましい。

③貯蔵品の未計上【結果 31】

毎年度制作されるカレンダーについて、期末時点で在庫があるが、貸借対照表に計上されていない。本来は、決算において貯蔵品として資産計上すべきである。また、在庫数の適正化に努める必要がある。

④会計処理規程における勘定科目一覧の不備【結果 32】

会計処理規程において別に定めることとされている勘定科目の一覧がない状況であった。

⑤賞与引当金に関する会計処理の適正化【結果 33】

賞与引当金は、従来から貸借対照表上に 1,500 千円を計上したまま、取崩、繰入等の会計処理を行っていなかったため、令和元年度決算で全額戻入処理している。公益法人会計基準に準拠し、決算において、翌年度に支給する職員の賞与等（期末手当、勤勉手当及びこれらに係る法定福利費）のうち、支給対象期間が当年度に属する支給見込額を計上する必要がある。

⑥決算における会計処理の誤り【結果 34】

貸借対照表に計上された勘定科目、金額に誤りがあった。
決算に必要な会計処理を正確に認識し、改善する必要がある。

⑦共通経費の配分基準の明確化【意見 40】

管理費と事業費とに共通して生じる経費、複数の事業で生じる経費の配分について、配分基準を設けて計上しているが、基準の根拠が整理されていない。客観的な根拠の整理と継続適用、定期的な見直しが望ましい。

⑧会費の未納額に係る会計処理の未整理【結果 35】

貸借対照表において、現会員の平成 30 年度分の会費の未納額が未収金に計上されている。しかし、会費は協力金で納付は任意との認識から、督促は行っておらず、令和元年度分の未納額の未収金計上も行っていない。

会員規程の内容、実務での取り扱いに即した会計処理となるよう、統一的に整理すべきである。

⑨関連当事者との取引に係る検討の未実施【意見 41】

公益法人会計基準が定める「関連当事者との取引の内容」に関する注記について、一連の検討がなされていない。関連当事者の範囲を検討した上で、該当する取引の有無や内容について毎年度調査を行い、注記の要否を判定する必要がある。

7. 公益財団法人奈良県暴力団追放県民センター

1) 出資法人に対する監査の結果及び意見

ア. ガバナンスに係る事項

①事業実施手法の見直しと黒字化に向けた対策の必要性【意見 42】

暴追センターでは資産の運用収益の低下により、相当期間赤字が継続している。外部環境も大きく変化しているため、時代に即した広報啓発の実施等、事業実施手法の見直しを行うとともに、収益の増加、費用の削減策を講じ、黒字化に向けた対策が求められる。

イ. 財務事務に係る事項

①賞与引当金の未計上【結果 36】

令和2年6月に賞与として1,504千円が支給されているが、令和元年度末の貸借対照表には賞与引当金が計上されていない。翌年度に支給する職員の賞与のうち、支給対象期間が当年度に帰属する支給見込額については当年度の費用として引当計上することが求められる。

8. 行政・人材マネジメント課

①経営状況確認シートの見直しと、公表の必要性【意見 43】

行政・人材マネジメント課が取り纏めを行っている経営状況確認シートを一覧的に公表することが望ましい。また、経営状況確認シートの記載項目について、法人運営に係る中長期的な展望や出資法人、所管部署及び外部有識者による評価結果など、段階的に充実させることを検討されたい。

②本監査における監査の結果、意見の周知【意見 44】

本監査における監査の結果、意見について、行政・人材マネジメント課が主催する研修において周知徹底を図られたい。

以 上